

滋 環 政 第 1062 号
令和 8 年(2026 年)3 月 26 日

滋賀県環境影響評価連絡調整会議
各構成機関の長
各市町環境保全・産業立地担当部(局)長 } 様

滋賀県琵琶湖環境部長
(公 印 省 略)

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例等の施行について(通知)

日頃より、本県の環境保全行政の推進に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(令和 8 年滋賀県条例第 24 号)を令和 8 年 3 月 26 日に公布し、同日に施行しました。

また、これにあわせて、滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(令和 8 年滋賀県規則第 15 号。以下「規則」という。)を施行するとともに、滋賀県環境影響評価技術指針(滋賀県告示 124 号。以下「技術指針」という。)についても一部を改正しました。

今回の改正は、①規則で定める地域(一定の地域)において行われる工場・工業団地の造成事業について配慮書または方法書の手続を省略可能としたこと、②全対象事業について事業者が把握すべき地域特性等の項目を拡充したこと、③工場建設に係る面積要件を一部緩和したことです。この改正の趣旨および内容は下記のとおりですので、貴職におかれましても、引き続き環境影響評価制度の厳正かつ実効性のある運用について、格段の御協力をお願いします。

記

1 改正の趣旨

滋賀県環境影響評価条例(平成 10 年滋賀県条例第 40 号。以下「条例」という。)では、対象事業(条例第 2 条第 2 項に掲げるものをいう。)を実施する者に対し、土地の現況にかかわらず県内一律に、条例第 2 章の 2 および第 3 章に規定する環境影響評価手続の実施を求めることにより、対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう制度を運用してきたところです。

しかしながら、対象事業のうち工業団地の造成事業および工場の建設事業(条例別表第 12 号および同第 15 号に掲げる事業をいう。以下「工場・工業団地の造成事業」という。)

については、制度の制定当時と比較して排出される環境負荷が大きく低減されています。また、近年ではCSR (Corporate Social Responsibility) 活動等を通じ、地域と協働した持続可能な社会づくりに取り組む主体としての役割も期待されています。

このような状況の下、既に人為的な改変が行われているなど環境影響の把握が比較的容易と考えられる土地においても一律に従来の手続を求めることは、事業者にとって過度な負担となる可能性があるため、改正後の条例では、「環境影響の把握が比較的容易と考えられる土地」においては、環境影響評価手続の初期段階における一部の手続を省略することができることとしました。また、制度の制定以降の自然的・社会的状況の変化を踏まえ、琵琶湖を中心とした森、川、里、湖のつながりが織り成す生態系、暮らし、景観、文化等を保全し次世代に引き継ぐ観点から、全対象事業に係る環境影響評価手続において、事業者（条例第2条第3項に掲げるものをいう。以下同じ。）が把握すべき地域特性の充実等を図ることとしました。

なお、本改正は、森、川、里、湖のつながりの保全を前提としつつ、土地の現況に応じて工場誘致に係る手続にメリハリを設けることにより、人口減少に伴う自然環境の衰退や人と自然環境とのつながりの希薄化が生じさせる地域課題を、事業活動との協働により解決を図ろうとするものであり、「攻めの環境保全」の視点を取り入れた滋賀県環境審議会の答申を踏まえたものです。

2 条例改正の内容

(1) 適用除外

条例第2章の2の方法書の作成前の手続（配慮書の手続）および条例第3章第1節の方法書の手続については、工場・工業団地の造成事業であって、当該事業に係る事業予定地の全部が、環境の保全について適正な配慮の観点からこれらの手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域（以下「一定の地域」という。）に含まれる場合は、同章または同節の規定を適用しないこととしました（第53条第2項関係）。

これは、一定の地域が、いったん人為的な改変等がなされた「環境影響の把握が比較的容易と考えられる土地」であるため、環境影響評価手続の初期段階における一部の手続を省略したとしても、環境影響評価手続全体に支障を及ぼさないとの考え方によるものです。

しかしながら、手続上の支障の有無については、土地利用の現況に加え、周辺状況にも左右され得ることから、事業者は、知事に「配慮書および方法書の手続」または「方法書の手続」を行う旨を申し出ることができることとしました（第53条第2項関係）。

なお、具体的な運用については、別に作成した「環境影響評価手続マニュアル（滋賀県琵琶湖環境部環境政策課・令和8年3月改訂）」に記載のとおりです。事業者が手続の一部の省略を希望する場合には、同マニュアルに掲載する説明書（様式例⑮）を作成の上、本県と事前協議が必要なことに御留意ください。

(2) 上記の規定の追加に伴う条項の移動（第 53 条第 3 項関係）

3 規則改正の内容

2（1）の一定の地域については、環境影響の把握が比較的容易と考えられる土地であるとともに、工場・工業団地の造成事業に関する計画の具体性が一定程度認められることが必要であることから、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域または同法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる地区計画において工業専用地域に相当する建築物の用途制限が定められている地域のうち、次の(1)から(12)に掲げる区域または地域を含まないものとししました。

また、事業者の利便性を考慮し、工業専用地域の指定または上記の用途制限を定める地区計画の手続が開始されている地域であって、同様に(1)から(12)に掲げる区域または地域を含まないものについても一定の地域とすることとししました。

なお、これら(1)から(12)に掲げる区域または地域については、本県が森、川、里、湖のつながりを保全してきたことの経緯や、近年の気候変動の影響の顕在化および生物多様性の減少といった課題を踏まえ、自然環境保全や災害防止に係る法令等に基づく区域または地域を指定したものです。従って、事業予定地の一部にこれらの区域または地域が含まれる場合には、環境影響が生じる可能性が小さいと考えられる工業専用地域等であっても従来どおりの手続を求めることとししました（規則第 56 条第 1 項関係）。

- (1) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域
- (2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に掲げる自然公園の区域（以下「自然公園区域」という。）
- (3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
- (4) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項に規定する測定計画において測定の地点が定められている河川法第 3 条第 1 項に規定する河川（本流に限り、琵琶湖を除く。）に係るものに限る。）の境界 から 200 メートル以内の区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域または同法第 22 条第 1 項に規定する自然環境保全地域
- (7) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 2 項第 3 号に掲げる森林地域（以下「森林地域」という。）
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域または同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区

- (10) 滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）第 11 条第 1 項に規定する滋賀県自然環境保全地域または同条例第 19 条第 1 項に規定する緑地環境保全地域
- (11) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 17 号）第 8 条第 1 項に規定するヨシ群落保全区域（以下「ヨシ群落保全区域」という。）
- (12) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）第 21 条第 1 項に規定する生息・生育地保護区

4 技術指針改正の内容

本県では、条例第 4 条の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるよう、事業者向けの技術的な指針を策定しています。今回の技術指針の一部改正は、制度の制定以降の自然的・社会的状況の変化を踏まえ、本県らしい自然環境を守るためのものであり、上記 2、3 の改正と異なり、全対象事業を対象とすることに御留意ください。

(1) 事業者が把握すべき地域特性および調査・予測・評価の項目について

技術指針では、事業者に対し、対象事業に係る環境影響評価手続の実施に当たり把握すべき事業予定地およびその周辺の地域特性（社会的状況）として、法令等に基づく規制の状況や環境保全施策の状況等を位置付けてきました。

一方、近年では「自然共生サイト」のように、企業や個人が保全・管理を行う生物多様性の高い場所の重要性が高まっています。また、森、里、川、湖のつながりに加え、防災、景観、文化等の側面からも、琵琶湖システム（琵琶湖と共生する農林水産業）や、森林・農地等の自然の機能を活用した防災・減災機能（社寺林・河畔林や農地・森林の有する貯水機能等）の維持・増進に注目が集まっています。

このため、配慮書の検討に当たり、事業者把握すべき地域特性として、生物多様性の保全等に関する民間団体等の取組状況、自然資源（水・森林・里地里山等）の持続可能な利用および流域治水の推進等に関する行政計画等の内容を追加することとしました（第 2 条の 4 関係）。

(2) 計画段階環境配慮項目、環境影響評価項目および環境保全措置について

4（1）で把握した地域特性等を踏まえ、適正に環境影響評価項目および環境保全措置の検討がなされるよう、関連する規定の充実を図ることとしました（第 2 条の 6 および第 12 条関係）。

また、環境影響評価制度の対象となる大規模開発事業は、工事中および供用後に多量の温室効果ガスや廃棄物を発生させる可能性があります。このため、本県の進める CO₂ ネットゼロ社会づくりやサーキュラーエコノミーの推進の趣旨に鑑み、環境影響評価の手続を通じて事業計画の初期段階から、省エネ化、再生可能エネルギーの活用、吸収源対策および廃棄物の再資源化等の取組が検討されるよう、関連する規定の充実を図ることとしました（第 2 条の 5、第 2 条の 6、第 6 条、第 12 条関係、別表第 1 および第 2 関係）。

(3) 環境影響評価図書の作成について

条例第 53 条第 2 項または同条第 3 項の規定により、配慮書または方法書の手続を省略した場合には、方法書以降の図書においてその旨を明らかにするものとし、遺漏のないよう御留意ください（第 19 条、第 20 条関係）。

また、これらの手続を省略した場合でも、方法書においては配慮書で記載が求められる事項を、準備書においては配慮書および方法書で記載が求められる事項をそれぞれ記載する必要がありますので、併せて御留意ください。

5 関連資料

今回の改正に伴い、以下の資料を本県ホームページに掲載しましたので、その内容にも御留意ください（掲載場所：滋賀県トップページ > 県民の方 > 環境・自然 > 環境 > 環境影響評価について）。

- ・滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例等の概要
- ・滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例の概要
- ・滋賀県環境影響評価条例新旧対照表
- ・滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則の概要
- ・滋賀県環境影響評価条例施行規則新旧対照表
- ・滋賀県環境影響評価技術指針の一部改正の概要
- ・滋賀県環境影響評価技術指針新旧対照表
- ・環境影響評価手続マニュアル（令和 8 年 3 月改訂・滋賀県琵琶湖環境部環境政策課）